

開 会 午後1時

---

○議長（長内直也） ただいまから、令和7年第4回札幌市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（長内直也） 出席議員数は、65人です。

---

○議長（長内直也） 本日の会議録署名議員としてしのだ江里子議員、米倉みな子議員を指名します。

---

○議長（長内直也） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（酒井欣洋） 報告いたします。

篠原すみれ議員、山口かずさ議員は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、それぞれ届出がございました。

本日の議事日程、陳情受理付託一覧表、陳情取下げ一覧表を配付いたしております。

以上でございます。

〔一覧表は巻末資料に掲載〕

---

○議長（長内直也） ここで、去る10月6日の本会議において同意の議決を行い、任命されました本市教育委員会委員及び選任されました本市人事委員会委員をご紹介します。

まず、教育委員会、田中委員。

○教育委員（田中あい） さきの議会におきましてご同意をいただき、教育委員を拝命いたしました田中あいでございます。

このたび、教育委員として教育行政の一端を担わせていただく機会を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

教育委員という重責を担うに当たり、身の引き締まる思いです。これまで、一人の親として自分の子どもたちの成長を見守ってきましたが、これからは、日々の子育ての中で感じたことやPTA

活動で得た経験などを基に、教育委員として意見を述べていきたいと考えております。

札幌市の教育の充実に向けて、誠心誠意、職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（長内直也） 次に、人事委員会、池田委員。

○人事委員（池田清治） ご挨拶申し上げます。

過日、議会のご同意をいただきまして、去る11月1日、人事委員会の委員に就任いたしました北海道大学の池田と申します。

近年、生産年齢人口が減少いたしまして、人材獲得競争が激化する中で、札幌市におきましても、ご案内のとおり、有為かつ多様な人材の確保や、時代に応じた人事給与制度の構築など、人事行政運営をめぐる様々な課題に直面しているところでございます。

このような状況ではありますけれども、職員の皆さんが、その能力を十分に発揮し、良質な市民サービスを安定的に提供できるよう、人事委員会の委員として全力を尽くしてまいる所存でございます。

皆様のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、これで挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

---

○議長（長内直也） これより、議事に入ります。

日程第1、会期の件を議題とします。

（小竹ともこ議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（長内直也） 小竹ともこ議員。

○小竹ともこ議員 会期設定の動議を提出いたします。

本定例会の会期を本日から12月10日までの15日

間とすることを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） ただいまの小竹議会運営委員長長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月10日までの15日間と決定されました。

---

○議長（長内直也） 次に、日程第2、議案第1号から第31号までの31件を一括議題とします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

○市長（秋元克広） ただいま上程をされました諸案件につきまして、逐次、提案の趣旨とその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正は、後ほどご説明いたします職員の給与改定に伴い、給料及び職員手当等について所要の経費を追加するほか、病院事業会計における当面の資金不足に対応するための貸付けに必要な経費などを追加するものであります。

以上によります一般会計歳出予算の補正総額は90億2,109万4,000円となり、この財源といたしましては、国庫支出金等の特定財源8億9,173万5,000円を充て、差引き81億2,935万9,000円の一般財源につきましては、財政調整基金からの繰入金74億円と繰越金7億2,935万9,000円を充てるものであり、この結果、財政調整基金の残高は105億円となります。

次に、繰越明許費の補正であります、これ

は、事業進捗の遅れにより年度内の執行が困難と予想される事業につきまして、それぞれ事業費の一部を翌年度に繰り越すためのものであります。

次に、債務負担行為の補正であります、まず、公の施設のうち、指定管理者との協定の期間が本年度末で満了するもののほか、新たに令和8年度から指定管理者による管理を行うものにつきまして、本年度中に来年度以降の協定を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

なお、これに関連しまして、来年度以降の指定管理者を指定するため、議案第14号から第19号までの公の施設の指定管理者の指定の件を提出しております。

また、事業執行の平準化を図るために、工事の早期発注を行う生活道路等の整備や道路、街路の新設改良などについて、それぞれ債務負担行為の設定や限度額の変更を行うものであります。

議案第2号から第4号までは、特別会計の補正予算であります。

これらは、国民健康保険会計及び介護保険会計について、職員の給与改定に伴い、所要の経費を追加するとともに、公債会計について、先ほどご説明いたしました一般会計の補正に伴う市債の整理を行うものであります。

議案第5号から第7号までは、企業会計の補正予算であります。

このうち、病院事業会計については、まず、抗がん剤等を処方する化学療法における高額な薬品を必要とする患者数の増加などにより、外来収益が増収となる見込みであるため、医業収益を増額するとともに、不足が生ずる見込みとなりました薬品費を増額するものであります。

また、職員の給与改定に伴い、所要の経費を追加するほか、当面の営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入れを行うものであります。

次に、中央卸売市場事業会計につきましては、職員の給与改定に伴い、所要の経費を追加するものであります。

さらに、下水道事業会計については、管路布設等事業の一部に関して、工事の早期発注による事業執行の平準化を図るため、債務負担行為を設定するほか、処理施設の老朽化により突発的な故障が相次いでいるポンプ設備等を、雨が多くなる夏頃までに修繕するため、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

議案第8号から第11号までの条例案4件は、一般職と特別職の職員、会計年度任用職員等の給与について、本年9月16日に行われた札幌市人事委員会の勧告等を考慮した改定を行うものであります。

その主な内容としましては、民間給与が職員給与を3.29%上回っていることなどを踏まえ、各職員に係る給料表の改定を行うとともに、通勤手当、地域手当及び期末・勤勉手当の引上げ等を行うものであります。

議案第12号 札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案は、小児科の休日救急当番を担う医療機関の減少等を踏まえ、本市における持続可能な医療体制を確保するため、施設の名称を夜間休日急病センターに変更の上、小児科の休日診療を通年で行うこととするものであります。

議案第13号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、先ほどご説明した一般職の職員等と同様に、教育職員の給料表等について、札幌市人事委員会の勧告等を考慮した改定を行うとともに、国の関係法令が改正されたことを踏まえて教職調整額の引上げ等を行うものであります。

議案第20号 札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案は、新たに新琴似スポーツ広場を設置し、その使用期間、使用料等を定めるものであります。

なお、供用開始は、令和8年8月頃を予定しております。

議案第23号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

案は、札幌の新しい玄関口にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図るため、新たに都市計画を決定した北5条東1丁目地区の地区整備計画の区域について、建築物の用途に関する制限等を定めるものであります。

議案第24号 札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、災害その他非常の場合において、速やかに宅内配管の復旧を行うため、本市以外の水道事業者及びその指定を受けた工事事業者が札幌市内の給水装置工事を行うことができるようにするものであります。

議案第26号 札幌市下水道条例の一部を改正する条例案は、下水道使用料について、基本使用料を600円から750円に改定するなど、年間の使用料の総額を改定前と比較して22.6%増額するとともに、指定工事事業者に係る営業所ごとの専属を義務づけている業務登録者について、他の営業所との兼務を可能とするほか、接続負担金の徴収を廃止するものであります。

議案第27号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案は、市立札幌彩輝高等学校を新たに設置した上で、再編の対象となる啓北商業高等学校及び藻岩高等学校を全ての在校生が卒業する令和11年3月をもって廃止するとともに、厚別南・青葉地区に新たに義務教育学校を設置し、あわせて、新札幌わかば小学校及び青葉中学校を廃止するものであります。

このほかの議案につきましては、いずれも議案末尾に記載の理由によりご了解いただけるものと存じますので、説明を省略させていただきます。

なお、報告第1号から第3号までは、調停、損害賠償及び和解並びに工事請負契約の金額変更に関する専決処分報告であります。

以上で、ただいま上程をされました各案件についての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（長内直也） お諮りします。

ただいま説明のありました議案31件のうち、議

案第1号から第27号まで、第29号から第31号までの30件につきましては、議事の都合上、その議事を延期することとし、議案第28号につきましては、これよりその議事を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これより、議案第28号に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終了します。

（小竹ともこ議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（長内直也） 小竹ともこ議員。

○小竹ともこ議員 委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案第28号を財政市民委員会に付託することを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） ただいまの小竹議会運営委員長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされている議案第28号は、財政市民委員会に付託されました。

---

○議長（長内直也） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日11月27日から12月1日までは議案調査等のため休会とし、12月2日午後1時に再開したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長（長内直也） 本日は、これで散会しま

す。

---

散 会 午後1時15分